

北村山地区の県立高校の再編整備に係る検討委員会の公開の取り扱い

- 1 北村山地区の県立高校の再編整備に係る検討委員会は原則として公開とする。ただし、委員長が特に必要と認める場合は非公開とすることができる。
- 2 検討委員会の公開は、検討委員会の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 3 検討委員会の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。
 - (2) 一般傍聴人の定員は、会場の広さ等を考慮し委員会開催前に定め、ホームページ上で公開する。
 - (3) 検討委員会を傍聴しようとする者は、受付時間内に傍聴受付をしなければならない。(受付時間は会議の30分前から10分前までとする。)
 - (4) 一般傍聴人は、先着順とし、定員を満了した時点で傍聴受付を締切る。
 - (5) 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - 銃器、棒、その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - 拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
 - その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事例が認められる者
 - (6) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
 - (7) 一般傍聴人は、傍聴席にいるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - 検討委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行動をしないこと。
 - その他検討委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (8) 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。
 - (9) 傍聴人が、前(7)及び(8)に違反するときには、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。